

議案第 56 号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

令和元年8月9日

狭山市長 小谷野 剛

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度狭山市一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,100,884千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金		千円 3,488,170	千円 61,789	千円 3,549,959
	3 県委託金	406,721	61,789	468,510
歳 入 合 計		47,039,095	61,789	47,100,884

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,372,616	千円 61,789	千円 6,434,405
	4 選挙費	344,426	61,789	406,215
歳 出 合 計		47,039,095	61,789	47,100,884